

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

重点事項通番: 25

管理番号	455	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	経済産業省、農林水産省				

求める措置の具体的内容

中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、関東農政局から都道府県へ権限の移譲
(参考)
2以上の都道府県の区域にわたる組合の設立認可及び監督(厚生労働省(地方厚生局所管業務))については、第4次一括法に関連する政令改正で都道府県に移譲。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

中小企業等協同組合法等に基づく事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、第4次一括法において厚生労働省及び国土交通省所管の組合に係る事務権限が移譲される。地方農政局(関東農政局)所管の2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務についても権限移譲されることにより、県内を活動地区とする組合に対して統一的な対応を行うことができ、県民サービスの向上につながるものと考えられる。
ただし、代表理事の交替により、主たる事務所が変わることがあり、それに伴い決算書類等の届出先の都道府県が変わることも考えられることから、指導等の継続性の観点を踏まえ、都道府県間の連絡調整等について整理する必要がある。
(参考)
2以上の都道府県の区域にわたる組合の設立認可及び監督(厚生労働省(地方厚生局所管業務))については、第4次一括法に関連する政令改正で都道府県に移譲。

根拠法令等

中小企業等協同組合法施行令第34条

中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律に基づく組合及び連合会(以下、「組合等」という。)については、事業地区が広域に及ぶものが存在する。

農林水産大臣が現在地方農政局に委任している組合等の設立認可、定款変更の認可等の権限を都道府県に移譲することができるか否かについては、事業地区が広域に及ぶ組合等を都道府県が管理し、及び指導することができる体制が整備されてから検討すべきものであり、現時点で対応することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

複数都道府県間の連絡調整の仕組みなど、速やかに体制整備を行い、移譲することを求める。厚生労働省(地方厚生局)所管の組合は第4次一括法に関連する政令改正で都道府県への移譲が予定されていることから、農林水産省(地方農政局)所管の組合も対応可能である。本事務・権限を移譲することにより、都道府県への移譲が予定される厚生労働省(地方厚生局)所管の組合等に係る事務・権限と併せて、県内を活動地区とする組合に対する統一的な対応を行い、県民サービスを向上する効果が期待される。

全国知事会からの意見

・提案団体の提案に沿って、都道府県知事に移譲すべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立認可及び監督権限(厚生労働省(地方厚生局)所管業務))については、第4次一括法に関連する政令改正で都道府県に移譲されることとなっていることも踏まえ、地方農政局所管業務について、都道府県に移譲すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

法律の主管官署である経済産業省とも協議の上、前向きに検討されたい。

○ 都道府県間の連携の仕組みが必要な場合は、「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成23年法律第70号、平成24年4月1日施行)」において、2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定NPO法人等について、連携の仕組みを措置しており、こうした他法令における連携の仕組みを参考に、都道府県間の連携のための措置を講じた上で、移譲すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

各府省からの第2次回答

中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律に基づく組合及び連合会(以下、「組合等」という。)の設立認可、定款変更の認可等の権限を都道府県に移譲することができるか否かについては、事業地区が広域に及ぶ組合等を都道府県が管理・指導することができる体制が整備されてから検討すべきものである。

このような中で、仮に、複数の都道府県間の連絡調整を可能とする体制整備を検討する場合には、当該事項が地方自治法における各都道府県間の事務権限に係る横断的な課題であるため、総務省又は内閣府において統一的な整理をお願いしたい。その上で、実態論も踏まえ、当該法律を所管する経済産業省をはじめ関係省庁とともに、検討していく考え。

4 【農林水産省】

(1) 中小企業等協同組合法(昭24 法181)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185)(経済産業省と共管)

事業協同組合等に係る認可等の事務・権限(二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であって地方農政局の所管に関するものに関する事務・権限に限る。)については、都道府県に移譲する方向で、関係する都道府県が連携する仕組みを整備すること等について検討を行い、平成27年中に結論を得る。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

重点事項通番: 33

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

根拠法令等

本提案事項である換地計画は、土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業(区画整理)としてほ場整備を実施した地区において作成される計画であり、その内容は当該ほ場整備後の地区における農地等に係る権利関係、すなわち農家等個人の財産権に関わることについて、換地の手法を用いて整理する際に必要な事項を定めるものである。

換地計画に基づき行われる換地処分は、個人の土地に関する権利を強制的に処分するものであるから、換地計画に係る都道府県知事の認可については、「公用収用・公用換地・権利変換に関する事務を処理する場合」(地方分権推進計画(平成10年5月29日閣議決定)の第2の4の(1)のキの(ア)のb)に該当し、自治事務に係る特別の関与の「許可、認可及び承認」を許容するものと位置付けられているところである。

また、本提案事項に基づき当該認可を廃止することとなれば、公用換地等の制度を所管する関係省庁の各種制度との間に矛盾が生ずることとなる。

このため、換地計画に係る都道府県知事による認可を廃止し、事後報告とするとの御提案については、対応することは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

京都府の土地改良施策においては農地集積に向けた施策の展開が喫緊の重点課題であり、今後とも換地手法の活用が求められているところであります。

他方、公用換地は分権推進計画により都道府県知事の許可が容認されており、また、本制度を所管する関係省庁の各種制度との整合が図られているところですが、地方分権の時代の変化に応じて、今後見直しを検討していくことも必要と思われれます。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 都道府県営土地改良事業に係る換地計画は国の認可等は必要なく、円滑に事務が執行されている一方で、市町村営土地改良事業に係る換地計画は都道府県の認可が必要であり、市町村営だけ認可を必要とすることに合理性はなく、都道府県認可を廃止すべきではないか。この場合に何か具体的な支障が生じるのか。

○ 地方分権改革推進委員会の第2次勧告において、国又は都道府県の許可、認可又は承認を要することとすること以外の方法によって事務処理の適正を確保することが困難であると認められる場合は、国の特別の関与として、許可、認可及び承認が許容されているが、市町村営土地改良事業に係る換地計画について、必ずしも認可のみが事務の適正を確保する手段ではないのではないか。事後報告等とすることにより、何か具体的な支障が生じるのか。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

1 京都府の意見について

土地改良事業における換地計画については、全国的な施策として推進を図ることとしている農地集積の実現のために重要なものであり、京都府におかれても、府管内の団体営土地改良事業(土地改良区営、市町村営等)の換地計画を認可する際には、府の土地改良施策に沿い、農地中間管理機構の実施する事業等を活用し、農地集積の実現に資するものとなっているかといった観点も踏まえて審査する体制を構築されていることと承知しているので、引き続き適正な審査をお願いしたい。

2 専門部会からの再検討の視点について

(1) 土地改良事業における換地計画については、土地改良事業計画の手続きにおいて参加資格者(原則と

して耕作者)から同意を得ることとしているのに対し、所有権、地上権等共有者を含め使用及び収益に関する全ての権利者を対象とする会議(関係権利者会議)において、2/3以上が出席し、2/3以上の同意を得ることとされており、土地改良事業計画とは別の独立した手続きとして土地改良法に位置付けられている。

(2)さらに、換地計画に基づき行われる換地処分は、

- ① 公用収用・公用換地・権利変換に関する事務を処理する場合に該当し、
- ② 地方自治体が私有財産制度、法人制度等の私法秩序の根幹となる制度に関わる事務を処理する場合に該当するものとされ、

法律に基づく義務付け・枠付けの中でも最も重要なものとの位置付けにより「認可」を要すると整理されており、私有財産の一つである土地に係る権利関係を工事後に強制的に新たに確定させるものであることから、私有財産保護を確実なものとするためには、引き続きこれを維持することが必要である。

(3)このように、私有財産保護を確保するために、他法律に基づく公用換地等(例:土地区画整理法、都市計画法)についても市町村営事業の計画について知事の認可を要することとされており、土地改良法上の換地計画を知事認可に係らしめていることには合理性があるものと考えられる。

仮に、本提案のとおり、土地改良法に基づく換地計画の認可を廃止し事後報告とした場合、他の制度との整合が図られなくなることから、公用換地等の制度全体を俯瞰した慎重な対応が必要となると考えられる。

また、本提案のように換地計画決定後に報告することとした場合、当該換地計画の内容に私有財産保護に影響を与えるような重大な瑕疵が発見されたとしても、換地処分前の権利への回復が困難となる等支障が生じるおそれがある。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

重点事項通番: 36

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

地方管理空港における国際ビジネス機受入に限って、出入国の際に必要な税関、入国管理、検疫のいわゆるCIQ業務を、希望する都道府県に移譲すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】

CIQ業務は、関税法などにもとづき、国の職員が行っているが、国際定期便の運航頻度が少ない地方管理空港では、国の職員が常駐しておらず、運航時に出張対応するケースが多い。このため、国際ビジネス機（運航申請が直前であつ変更も多い、1便当たりの搭乗者数は少ない）の運航希望に対して空港のスロット、スポットに余裕があつてもCIQ体制の制約から臨機応変な対応ができない。

【改正の必要性】

国際ビジネス機に限り、空港管理者である自治体がCIQ業務を行うことができるよう、権限を移譲し、臨機応変なCIQ業務を可能とする。この趣旨は、首都圏に集中している国際ビジネス機の受入を、意欲のある地方で進めることにより、経済への刺激や、閉鎖的と思われる日本のビジネスジェット環境の改善につながるものである。

【効果】

運航計画の変更も頻繁に行われる国際ビジネス機の地方空港離発着に対して、県が機動的に対応することにより、利用者の利便性の向上が図られることや、ビジネスジェットに関連した新産業の創出、地方空港の利活用促進などがある。

【懸念の解消策】

移譲後は法定受託事務とし、国からマニュアル提供、県からの研修派遣により、水準を維持し、事務執行する。ビジネス機は、社会的地位や知名度が高い利用者が多く、身元がハッキリしており、搭乗人員も少ないことから県の体制でも出入国者等を管理できる。さらに、不測の事態に備えた訓練、国等との連携の徹底など、水準維持に万全の体制を整える。

根拠法令等

出入国管理及び難民認定法第6条
関税法第15条の3
検疫法第4条
植物防疫法第6条、第8条
家畜伝染病予防法第38条、第40条

1. 各空海港における動植物検疫については、全ての国際旅客便に対して円滑に対応しており、国際ビジネス機についてもその運行希望に対して臨機応変な対応も行っているところである。また、平成26年度には、有明佐賀空港を管轄する官署に動植物検疫において2名の増員が認められるなど、地方空港における増便に対応するための増員が認められたところであり、今後も、国際旅客便及び国際ビジネス機の運航状況を踏まえ、適切に対応していく所存である。

2. 一方、家畜伝染性疾病や植物の病害虫には、口蹄疫やミカンコミバエ等、一旦侵入すると、農畜産物や生産資材等を介して県域を越えて急速に拡大し、家畜や農作物に大きな被害を及ぼすものがあり、その被害は動植物の輸入者だけではなく農業生産者ひいては国民全体に及ぶこととなる。

3. したがって、このような家畜伝染性疾病や植物の病害虫の侵入を防止することは国の重要な責務であることから、動植物検疫において、動植物の輸入者に対して検査を義務付け、家畜伝染病予防法、植物防疫法等の関係法令や相手国との検疫条件を熟知し、動植物検疫に関する専門的知識を有する動植物防疫官が、動植物等を無償で収集の上検査し、検査結果に基づき、個人の所有する動植物等について廃棄・消毒等の命令(公権力の行使)を行っている。

これらの検査は、上記のとおりその結果に基づき廃棄・消毒等の命令(公権力の行使)が行われるなど個人の権利を強制的に権限を持って規制する国境措置である。その実施に当たっては、全国各地で同等の検査能力、均一な専門技術水準に基づき、斉一的かつ公正厳格に検査を実施する体制を確保する必要があるため、国自らがこれを実施する必要がある。

また、万が一、家畜伝染病や植物の重要病害虫が侵入した場合は、国が責任をもって、まん延防止対策や根絶対策を講じており、このように伝染性疾病等の侵入防止と防除は表裏一体であるところ、都道府県においては、都道府県域を超えた対策を講じることはできないと考えられる。

4. さらに、近隣諸国等において新たな伝染性疾病等が発生した場合、国際機関等と連携し、その発生状況の迅速な情報収集及び把握並びに検疫体制の強化を緊急的に行う場合があるところであり、このような場合においても、全国各地において混乱を生じさせず、円滑に強化体制をとることができるよう国が統一的に実施しているところであり、今後もそのような体制がとられる必要がある。

5. 以上のことから、動植物検疫業務を地方公共団体に移譲することはできない。このことは、国際ビジネス機においても同様である。

なお、国際ビジネス機の受け入れの多い米国においても、動植物検疫については、地方公共団体ではなく、国が実施しているものと認識している。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

○有明佐賀空港を管轄する官署での増員については、感謝申し上げます。しかしながら、増員によって、当県提案のビジネスジェットに対する臨機応変な対応が可能となるか不明であり、増員によってどのような対応をとっていただけるのか早急に示していただきたい。

○当県提案は、国家公務員の増員が容易ではない現状で、LCCの台頭などにより増加する国際定期便に対応するため羽田空港・成田空港等におけるCIQ体制の充実が国家としては優先順位が高いことを認識しつつ、地方空港における不定期かつ小規模な国際ビジネス機受入については、意欲ある地方自治体が行うことにより、国全体の目標である日本再興戦略、観光立国の実現を図るものであり、当県提案のこうした意図を受け止めていただき、前向きな検討をお願いしたい。

○当県提案は動植物検疫業務の水準を地域ごとに異なることを求める趣旨ではなく、検疫業務の水準は、移譲後の事務を法定受託事務とすることで全国統一性を確保することは可能である。

○また、実務上の専門性については、例えば、検疫職員OBを当県で雇用することや、職員の派遣等により習得できると考えており、実務上クリアできる問題である。こうした措置によってもなお、習得できない理由があれば、お示しいただきたい。

○また、法令違反を発見した場合には、県が直ちに関係機関へ情報提供、協力することは当然である。公権力の行使の際たるものといえる警察行政・麻薬取締行政においても、国家公務員と地方公務員が協力して、捜査を行うことも規定されている。こうしたことから、「全国各地において混乱を生じさせず、円滑に強化

体制をとることができる」体制を整えることは、移譲後であっても可能である。

全国知事会からの意見

関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 佐賀県が懸念している休日や深夜、早朝のビジネスジェットの入入れや、直前での到着時間の変更に対して、万全な対応を確約できるかについて、具体的にお示しいただきたい。
- CIQ業務の経験を積んだ国家公務員退職者を活用し、研修等により能力の維持を図ることを前提として、国際ビジネスジェット機のCIQ対応を都道府県に法定受託事務として移譲すべき方法も検討すべきと考えますが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

1. 意欲ある地方自治体による国際ビジネス機の入入れについては、日本再興戦略・観光立国の実現を図るための取組として重要であるものと理解している。
2. 平成26年度に、有明佐賀空港を管轄する官署（動物検疫所福岡空港出張所、門司植物防疫所伊万里出張所）に各1名の増員が認められたところであり、現在、防疫官14名（動物検疫所福岡空港出張所11名、門司植物防疫所伊万里出張所3名）を配置している。当該空港に定期便が就航する月、水、金、土、日は、2名の職員を当該空港に配置し、定期便のない火、木でも近隣所在の官署に常駐している職員と常時連絡が取れる体制を整えている。このため、休日や深夜・早朝便の国際ビジネス機の入入や直前での到着時間の変更であっても、動植物検疫については、国際ビジネス機の到着時間に合わせ、速やかに職員を派遣できる体制にあり、ご懸念には及ばないとする。
3. 家畜伝染性疾病や植物の病害虫の侵入を防止することは、全国の農畜産業の基盤や国民の生命を守るため、国の重要な責務であることから、権限の移譲は適切でないとする。
4. なお、諸外国等において新たな伝染性疾病等が発生した場合は、発生国政府や国際機関からその発生状況の速やかに情報収集し、緊急に輸入停止するなど、迅速な検疫体制の強化が求められる。また、輸出検疫についても、輸出先国の輸出条件が変更された場合には、迅速な対応が求められる。したがって、国の直接指揮下でない地方公共団体職員については、こうした業務の円滑な遂行に支障が生じることが懸念される。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針（平成27年1月30日閣議決定）記載内容

4【農林水産省】

(2) 植物防疫法（昭25法151）及び家畜伝染病予防法（昭26法166）

国際ビジネス機の入入れに伴い、出入国の際に必要な税関・出入国管理・検疫（CIQ）業務については、提案団体が求める臨機応変な対応を行うことについて、当該団体に通知する。

また、今後、他の地方公共団体から同様の提案があった場合は、個々の空港の状況やCIQ職員の体制整備の状況を踏まえ、臨機応変な対応を行うことについて個別に検討する。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号	131	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	林野庁以外が所管する国有保安林(重要流域の1号～3号保安林は除く)の指定の解除権限の都道府県知事への移譲				
提案団体	岩手県				
制度の所管・関係府省	農林水産省(林野庁)				

求める措置の具体的内容

国が所有者である保安林(国有保安林)の指定の解除権限は農林水産大臣にあるが、都道府県知事に指定の解除権限がある民有保安林(重要流域の1号～3号保安林以外の保安林)を道路等の事業用地として林野庁以外の国の機関が買収し、国有保安林とした場合、その林野庁以外が所管する国有保安林の指定の解除権限を都道府県知事に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

知事権限(森林法第26条の2)で解除できる民有保安林が、国が買収することにより大臣権限(森林法第26条)で解除する国有保安林となり、知事権限で解除事務を行うより時間を要している。

国(林野庁以外)で民有保安林を買収するのは、道路等の事業用地とする場合であり、特に東日本大震災からの復興に係る事業を行うにあたり、速やかな保安林の指定の解除が求められている。

【現行制度の事務の流れ】

①知事権限の場合

「申請→県で審査・県報で予定告示→(法定期間40日経過後)→直近の県報発行日に県が確定告示」

②大臣権限の場合

「申請→県で審査・林野庁に提出→林野庁で審査・県に予定通知発出→県報で予定告示→(法定期間40日経過後)→林野庁で官報に確定告示」

【支障事例】

知事権限と比較した場合、大臣権限は解除の確定までに2ヶ月程度多く時間を要している。

(本県の事例数: H24_4件、H25_2件、H26_2件。計8件。)

【提案実現した場合の効果】

林野庁の審査が無くなり、官報確定告示が県報確定告示となることから、2ヵ月程度手続きが短縮となる。

根拠法令等

森林法第26条、第26条の2

都道府県知事が解除権限を有する民有保安林を国に移管(国有保安林化)する場合、国への移管前(当該保安林が民有保安林の段階)であれば、都道府県知事の権限に基づき当該保安林を解除することが可能である。

また、その場合、東日本大震災復興特別区域法に基づく復興整備事業に係る保安林解除については、同法第48条に規定する土地利用基本計画の変更等に関する特例を活用することにより、当該特例を活用しない場合に比べて解除手続に要する期間の大幅な短縮が可能となっているところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

第1次回答に記載されている「国への移管前(当該保安林が民有保安林の段階)であれば、都道府県知事の権限で当該保安林を解除できること」は承知しているところであるが、買収される土地の所有者によっては早期の売買を望むことなどにより、結果として保安林解除申請手続が所有権移転後となるため、毎年、国土交通省名義の国有保安林解除申請案件が発生している。

また、今後も用地買収を先行せざるを得ない場合が想定され、引き続き、第1次回答に記載された対応が困難な保安林解除が発生すると見込まれる。

当該保安林(解除権限が知事であったものが、国(林野庁以外)の買収によって、農林水産大臣権限になったもの)の解除に係る権限を県に委譲しても、保安林制度に弊害が生じるものではないことから、解除手続の期間短縮及び事務の簡素化・効率化のため、権限の委譲をお願いしたい。

全国知事会からの意見

林野庁以外が所管する国有保安林の指定の解除権限については、手挙げ方式により都道府県に知事に移譲するべきである。(重要流域の1号～3号保安林は法定受託事務として都道府県知事に移譲)なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

事務処理の迅速化等が図られることから、提案団体の意見を十分に尊重されたい。

なお、農林水産省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

各府省からの第2次回答

○ 国土を保全し国民の経済活動の基礎を保障することは国の役割である中、保安林はその一翼を担っている。この点を考慮せず、保安林の解除手続の期間短縮及び事務の簡素化・効率化の観点のみから、解除権限の移譲に限定して議論することは適当ではないと考える。

○ 保安林の解除においては、その要件上、必要最小限の面積とする必要があるが、審査の過程において、面積の変更が生じるケースがあるため保安林解除面積が決定した後に、土地の取得が行われる方が合理的と考える。したがって、事業者である解除申請者との事前の連絡調整をより密なものとし、土地の権利移転までに保安林解除の手続を進めて頂きたい。

【全国知事会、全国市長会・全国町村会からの意見に対する回答】

提案団体からの意見に対する回答に同じ。

なお、「民有保安林を国に移管する前であれば、都道府県知事の権限により解除可能である」との第1次回答については、提案団体のご理解は得られていると考える。

4【農林水産省】

(3)森林法(昭26法249)

(ii)国が事業を実施するに当たり、当該事業実施予定地に保安林が存在する場合には、事業着手の迅速化に資するよう、速やかに地方公共団体(都道府県の保安林担当部局)に情報提供を行い、保安林の解除に向けた手続を進めるとともに、当該保安林の解除が完了した後に用地買収を行うよう事業実施者に対し要請する。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

林野庁所管外の国有林については、民有林であれば知事権限である保安林の種類であっても、大臣権限による保安林の指定解除となることから、当該大臣権限の一部について、県への移譲を求めるもの。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

森林法第26条の2により、民有林である保安林については、都道府県知事が指定解除を行うこととされている一方、国有林である保安林は、森林法第26条により農林水産大臣が指定解除を行うこととされている。

国有林のうち林野庁所管外の国有林は、国の公共事業実施に伴い民有林を買収したことにより国有林になるケースが多いが、当該国有林は実質的には民有林と同様に県において管理されていることから、知事権限により指定解除を行うほうが、合理的に事務処理を行うことができる。

また、大臣権限の場合は申請書を提出してから保安林の指定が解除され、事業着手可能となるまでに約半年を要するが、知事権限であれば約4ヶ月で事業着手できることから、事業の迅速化に寄与することができる。

以上により、林野庁所管外の国有林に係る保安林の指定解除の大臣権限の一部について、都道府県知事への移譲を求めるもの。

根拠法令等

都道府県知事が解除権限を有する民有保安林を国に移管(国有保安林化)する場合、国への移管前(当該保安林が民有保安林の段階)であれば、都道府県知事の権限に基づき当該保安林を解除することが可能である。

また、その場合、東日本大震災復興特別区域法に基づく復興整備事業に係る保安林解除については、同法第48条に規定する土地利用基本計画の変更等に関する特例を活用することにより、当該特例を活用しない場合に比べて解除手続に要する期間の大幅な短縮が可能となっているところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

確かに、民有保安林の段階であれば知事権限で解除が可能だが、用地買収により国所管となった後に保安林解除申請されるケースが多い現状であり、国への移管前の申請が担保されていない以上、現行規定により対応可能とは言い切れない。

国所管となる前か後かの違いだけで、それ以外の事業内容等は全く同じ案件であるにも関わらず、解除権限の違いにより、解除に要する期間も異なってくるのは合理性に欠けると思われるため、公共事業実施を前提として国所管となったものに係る解除については、知事への権限移譲を求めるもの。

全国知事会からの意見

林野庁以外が所管する国有保安林の指定の解除権限については、手挙げ方式により都道府県に知事に移譲するべきである。(重要流域の1号～3号保安林は法定受託事務として都道府県知事に移譲)なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

事務処理の迅速化等が図られることから、提案団体の意見を十分に尊重されたい。

なお、農林水産省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

○ 国土を保全し国民の経済活動の基礎を保障することは国の役割である中、保安林はその一翼を担っている。この点を考慮せず、保安林の解除手続の期間短縮及び事務の簡素化・効率化の観点のみから、解除権限の移譲に限定して議論することは適当ではないと考える。

○ 保安林の解除においては、その要件上、必要最小限の面積とする必要があるが、審査の過程において、面積の変更が生じるケースがあるため保安林解除面積が決定した後に、土地の取得が行われる方が合理的と考える。したがって、事業者である解除申請者との事前の連絡調整をより密なものとし、土地の権利移転までに保安林解除の手続を進めて頂きたい。

【全国知事会、全国市長会・全国町村会からの意見に対する回答】

提案団体からの意見に対する回答に同じ。

なお、「民有保安林を国に移管する前であれば、都道府県知事の権限により解除可能である」との第1次回答については、提案団体のご理解は得られていると考える。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

〔再掲〕

4 【農林水産省】

(3) 森林法(昭26法249)

(ii) 国が事業を実施するに当たり、当該事業実施予定地に保安林が存在する場合には、事業着手の迅速化に資するよう、速やかに地方公共団体(都道府県の保安林担当部局)に情報提供を行い、保安林の解除に向けた手続を進めるとともに、当該保安林の解除が完了した後に用地買収を行うよう事業実施者に対し要請する。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

森林経営計画に基づいて整備される森林作業道については、保安林内での土地の形質の変更に伴う行為であっても、保安林内作業許可申請及び伐採届は不要とする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障・制度改正の必要性】

森林法第34条第2項に、「保安林においては、都道府県知事の許可を受けなければ、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をしてはならない。」となっている。

近年、間伐材を搬出するための森林作業道の開設が多く、林業公社等の一部事業者の負担が多くなものになっている。

そこで、市町村長が審査・認定を行う、森林経営計画に記載された森林作業道等の整備については、保安林内作業(土地の形質の変更)許可を不要とできないか。

根拠法令等

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

都道府県知事は、保安林の土地の形質を変更する行為等に関する許可(以下「作業許可」という。)を行うに当たり、当該行為がその保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがあるかどうかという観点から、行為の具体的な内容やその影響、行為の確実性等を審査する必要がある。

このため、市町村長が森林法第11条第5項に規定する認定要件への適合の観点から審査し認定を行う森林経営計画に、森林作業道等の整備に関する事項が記載されていることをもって、作業許可を不要とすることは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

意見なし

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

事務処理特例を活用し、当該事務を担っている都市においても、事務の簡素化につながることから、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

併せて、森林経営計画に基づく施業についても保安林内立木伐採許可も不要とするよう求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答で御納得いただいたものと考えている。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号	971-1	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	市町村が施行者となる公益的な事業の用地として供する場合の保安林指定解除の取扱い				
提案団体	全国町村会				
制度の所管・関係府省	農林水産省(林野庁)				

求める措置の具体的内容

「森林法第26条の2第4項の規定に基づく協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について」(平成12年6月23日 林野庁治山課長通知)、「規制緩和推進3か年計画に基づく許認可等の審査・処理の迅速化等について」(18林整治第2729号)の改正

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

一の市町村内で完結する民有保安林であって、市町村が施行者となり事業を行う際に必要となる保安林指定解除については、当該市町村に存する保安林における指定目的の達成と事業に伴う解除との間で比較衡量を行ったものとして、市町村が策定する土地利用計画等に位置づけることにより、「公益上の理由」による解除として取り扱うことができるよう基準の明確化を図る。

また、その申請に当たっては、市町村において当該計画等の策定段階で十分な比較衡量が行われていることに鑑み、申請に係る都道府県知事の処理のうち、例えば「調査」「適否審査」については、相当程度処理期間を短縮できると考えられることから、標準処理期間を短縮するなど、手続上の迅速化・簡素化を図ることとする。

【求める制度改正の詳細】

森林法第26条の2第4項の規定に基づく協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について(平成12年6月23日 林野庁治山課長通知)を改正し、の1(2)に、「また一の市町村の区域内の保安林において市町村が施行者となり行う事業のうち、当該市町村の策定する計画に位置付けられたものに係る指定解除」などを加える。

また、規制緩和推進3か年計画に基づく許認可等の審査・処理の迅速化等について(18林整治第2729号)を改正し、(1)ウに「ただし、一の市町村内で完結する民有林について、当該市町村が指定解除を申請する場合にあっては、2か月」を追加するなどの措置を講じる。

根拠法令等

「森林法第26条の2第4項の規定に基づく協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について」(平成12年6月23日 林野庁治山課長通知)
「規制緩和推進3か年計画に基づく許認可等の審査・処理の迅速化等について」(18林整治第2729号)

森林法第26条第2項又は同法第26条の2第2項に規定する、いわゆる「公益上の理由」による解除に該当する場合として取り扱う事案は、市町村道の開設、改良をはじめ、土地収用法や鉱業法等に基づき土地を収用若しくは使用できることとされている事案のほか、電気事業法第2条第1項第8号に規定する特定規模電気事業者がその事業の用に供する電気工作物の設置をする場合としている。したがって、事案毎に市町村長にその判断が委ねられるような場合を含めることは適当ではない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

一の市町村内で完結する民有林であり、かつ、民間の事業者などと異なり、市町村が、保安林における指定目的の達成と事業に伴う指定解除との間で比較衡量を行い計画に明確に位置付けた公の事業を対象とすることから、土地収用法や鉱業法等に基づき土地を収用若しくは使用できることとされている事案及び電気事業法第2条第1項第8号に規定する特定規模電気事業者がその事業の用に供する電気工作物の設置をする場合と同等の取扱いとすべきである。

全国知事会からの意見

—

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

【全国町村会】

一の市町村内で完結する民有林であり、かつ、民間の事業者などと異なり、市町村が、保安林における指定目的の達成と事業に伴う指定解除との間で比較衡量を行い計画に明確に位置付けた公の事業を対象とすることから、土地収用法や鉱業法等に基づき土地を収用若しくは使用できることとされている事案及び電気事業法第2条第1項第8号に規定する特定規模電気事業者がその事業の用に供する電気工作物の設置をする場合と同等の取扱いとすべきである。

○ 国土を保全し、国民の経済活動の基礎を保障することが国の役割である中、保安林はその一翼を担っている。この点を考慮せず、解除手続の期間短縮及び事務の簡素化・効率化の観点のみから、解除権限の移譲に限定して議論することは適当ではないと考える。

○ 保安林機能の影響を受ける利害関係者が1つの市町村の区域に関わらず広域にわたることもあるため、保安林解除における「公益上の理由」は、全国的な観点からみて客観的かつ明確な理由であることが重要である。したがって、事業者である市自ら立てる計画に事業が即することをもって、当該理由の公益性を認めることは客観性に欠く。また、「1つの市町村内で完結する民有林」とあるが、保安林の範囲が1つの市町村内にとどまっても、保安林の受益範囲が1つの市町村内で完結するとは限らないため、「1つの市町村内で完結する民有林」であることをもって、保安林の解除要件を緩和することも適切でない。さらに、保安林解除の申請者かつ事業施行者の市町村が、保安林の指定目的の達成と事業に伴う解除との間で比較衡量を行うことは、公正・中立の観点から適切でない。

【全国知事会、全国市長会・全国町村会からの意見に対する回答】

提案団体からの意見に対する回答に同じ。

6【農林水産省】

(4)森林法(昭26法249)

(ii)保安林の解除(26条1項及び2項、26条の2第1項及び2項)について、市町村が策定した土地利用に関する計画に基づき当該市町村が実施主体となる事業の実施に伴い行う場合、手続の円滑化に資するよう、「他に適地がない」等の用地事情の確認を行う範囲を当該計画の区域内とすることを明確化し、地方公共団体に通知する。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号	971-2	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	市町村が施行者となる公益的な事業の用地として供する場合の保安林指定解除の取扱い				
提案団体	全国町村会				
制度の所管・関係府省	農林水産省(林野庁)				

求める措置の具体的内容

「森林法第26条の2第4項の規定に基づく協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について」(平成12年6月23日 林野庁治山課長通知)、「規制緩和推進3か年計画に基づく許認可等の審査・処理の迅速化等について」(18林整治第2729号)の改正

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

一の市町村内で完結する民有保安林であって、市町村が施行者となり事業を行う際に必要となる保安林指定解除については、当該市町村に存する保安林における指定目的の達成と事業に伴う解除との間で比較衡量を行ったものとして、市町村が策定する土地利用計画等に位置づけることにより、「公益上の理由」による解除として取り扱うことができるよう基準の明確化を図る。

また、その申請に当たっては、市町村において当該計画等の策定段階で十分な比較衡量が行われていることに鑑み、申請に係る都道府県知事の処理のうち、例えば「調査」「適否審査」については、相当程度処理期間を短縮できると考えられることから、標準処理期間を短縮するなど、手続上の迅速化・簡素化を図ることとする。

【求める制度改正の詳細】

森林法第26条の2第4項の規定に基づく協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について(平成12年6月23日 林野庁治山課長通知)を改正し、の1(2)に、「また一の市町村の区域内の保安林において市町村が施行者となり行う事業のうち、当該市町村の策定する計画に位置付けられたものに係る指定解除」などを加える。

また、規制緩和推進3か年計画に基づく許認可等の審査・処理の迅速化等について(18林整治第2729号)を改正し、(1)ウに「ただし、一の市町村内で完結する民有林について、当該市町村が指定解除を申請する場合にあっては、2か月」を追加するなどの措置を講じる。

根拠法令等

「森林法第26条の2第4項の規定に基づく協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について」(平成12年6月23日 林野庁治山課長通知)
「規制緩和推進3か年計画に基づく許認可等の審査・処理の迅速化等について」(18林整治第2729号)

各府省からの第1次回答

回答区分 D 現行規定により対応可能

都道府県知事権限の保安林の指定の解除処分に係る標準処理期間については、国から都道府県に対し、概ね3ヶ月以内に設定するよう要請しているところであり、当該標準処理期間については、都道府県知事の裁量で御提案にあるような期間を設定いただくことは可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

自らの市町村域に存する保安林において市町村が計画する公益的な事業については、地域における保安林の配備状況などを最も把握している市町村が十分な「適否審査」等を行っている事を踏まえ、保安林の指定解除に係る手続き上の迅速化・簡素化を図るとともに、都道府県単位で差異が生じることがないように、国において統一的な標準処理期間(2ヶ月)を定めるべきである。

全国知事会からの意見

—

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

農林水産省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

【全国町村会】

自らの市町村域に存する保安林において市町村が計画する公益的な事業については、地域における保安林の配備状況などを最も把握している市町村が十分な「適否審査」等を行っている事を踏まえ、保安林の指定解除に係る手続き上の迅速化・簡素化を図るとともに、都道府県単位で差異が生じることがないように、国において統一的な標準処理期間(2ヶ月)を定めるべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

○ 保安林機能の影響を受ける利害関係者が1つの市町村の区域に関わらず広域にわたることがあり、事業者である市自ら立てる計画に事業が即することをもって、当該理由の公益性を認めることは客観性に欠くので、市町村が、保安林の指定目的の達成と事業に伴う解除との間で比較衡量を行うことは、影響範囲又は公正・中立の観点から適切でない。したがって、市町村が事業計画策定の段階で十分な比較衡量をすることで、申請に係る都道府県知事の処理すべき事務の一部を担うことはできないため、一の市町村内で完結する民有保安林を当該市町村が指定解除申請する場合について、国において統一的な標準処理期間(2ヶ月)を定めるのは困難である。なお、地方自治法第250条の3に基づき、保安林解除手続きに通常要すべき標準的な期間を定めるのは、当該処分を行う都道府県であるため、当該都道府県が現行でも期間の短縮が可能と判断した場合は、当該都道府県においては可能となるものとする。

【全国知事会、全国市長会・全国町村会からの意見に対する回答】

提案団体からの意見に対する回答に同じ。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

〔再掲〕

6【農林水産省】

(4)森林法(昭26法249)

(ii)保安林の解除(26条1項及び2項、26条の2第1項及び2項)について、市町村が策定した土地利用に関する計画に基づき当該市町村が実施主体となる事業の実施に伴い行う場合、手続の円滑化に資するよう、「他に適地がない」等の用地事情の確認を行う範囲を当該計画の区域内とすることを明確化し、地方公共団

体に通知する。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

国補助事業(森林・林業再生基盤づくり交付金等)における特用林産振興施設等の整備を行う際、その事業主体が林業者等で組織する場合、5戸以上が要件となっているが、離島においてはこれを2戸以上に要件を緩和する

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】
本県では、高齢化とともに若年労働者の流出が続き、人口減少が加速しており、特に離島において顕著である。
さらには、全国的なしいたけ需要や価格低迷の影響も相まって、県内主産地对馬では基幹産業としての存続が厳しい状況に置かれている。
これらを背景として、県では労働軽減や商品の高品質化を目的に、人工ホダ場や乾燥機、散水施設などの導入支援を行っているが、林業者等が組織する団体が事業を行う場合、5戸以上が要件となっており、事業を進める上で大きな障壁になっている。

【制度改正の必要性】
このため、要件を緩和することにより、一定規模の生産団地化を進め、足腰の強いしいたけ生産を目指したい。
平成18年から25年までの8年間で13の団体が新規事業体が参入していることから、2戸以上に規制緩和することで、2～3倍の参入が見込める。

【参考】
平成18年から25年までの8年間で、市開催の説明会で参画の意向を示したものの、5戸以上の要件に満たず断念した生産者数は、年平均10名～20名いた。

根拠法令等

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

森林・林業再生基盤づくり交付金は森林の整備・保全の推進、林業・木材産業の健全な発展と木材利用の推進に向け、共同利用施設の整備等を支援するものであり、公益性の観点から、原則として受益戸数が5戸以上となることを要件としています。

地域の実情に即し必要と認められる場合は、受益範囲を3戸まで引き下げることが可能としていますが、更に2戸まで引き下げるとは共同利用施設等を整備するという事業の性格上不適切と考えます。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

今回提案している本県対馬市は、九州本土から140km離れた国境離島ですが、産業が少なく雇用が限られるため、若年層の島外流出が止まらず、人口減少が急速に進行している地域です。このため島内には限界集落も多く、人口密度をみても45人/km²と全国平均343人/km²の7倍にも達し、全国市町村別ランクでも1,741市町のうち1,392位に位置する過疎地域です。このような本土地域とは大きく異なる特殊事情により、対馬地域のみ受益範囲を2戸まで引き下げることが提案するものです。なお、規制緩和が実現すれば新たな参入者が増加することが見込まれ、これら共同生産者のクラスターのなまともりによる事業効果も期待できます。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

離島に限らず、農山村地域の過疎化・高齢化が進んでおり、従来の要件ではハードルが高くなっていることから、要件緩和に向けて積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

離島など事業実施地域が過疎地域であり、5戸以上の団体を組織することが不可能と判断される場合にあっては、当該地域の事情を考慮して受益範囲を3戸まで引き下げることが可能としているが、更に2戸まで引き下げるとは共同利用施設等を整備するという事業の性格上不適切と考える。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号	926	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県の判断に基づく交付等による自由度向上				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省	農林水産省(林野庁)				

求める措置の具体的内容

「空飛ぶ補助金」のうち分収林契約適正化事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

そのため、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすることが必要がある。

本提案においては、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすることを求めるものである。

【地方移管を求める理由】

県の森林・林業施策及び農林公社支援策と密接な関係があるため、県で実施した方が多様な森づくりと公社の経営改善に繋がる。

根拠法令等

分収林契約適正化事業実施要領

林業の採算性が低迷する中、林業公社等が管理している分収林については、契約満了後の伐採跡地が土地所有者に返還された際に、分収益の不足等から造林が放棄され、森林の有する多面的機能の発揮に支障を及ぼすおそれがある。

このような事態を回避するには、分収林契約の解除又は変更を行うことが重要なため、林野庁では、分収林契約適正化事業により、地域の関係者が問題意識を共有したうえで連携しながら、分収林契約の解除又は長伐期化や非皆伐施業の導入に向けた分収林契約の変更に取り組むことを支援している。

当該事業の実施主体については、都道府県、市町村、森林整備法人(分収林の主な管理主体)を構成員とする「都道府県協議会」としているところであり、当該協議会における合意形成の中で、都道府県の意向や地域の実情が反映される仕組みとなっている。

このため、本事業については、引き続き、国から都道府県協議会に対して直接交付することが適当であると考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本事業の実施主体は、都道府県、市町村、森林整備法人(分収林の主な管理主体)を構成員とする「都道府県協議会」としている。

そこで、県の森林・林業施策及び農林公社支援策と密接な関係があるため、県で実施した方が多様な森づくりと公社の経営改善に繋がる。

そのため、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすることが必要である。

本提案においては、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすることを求めるものである。

全国知事会からの意見

都道府県が実施する林業事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。

1 本事業のうち契約適正化対象森林選定活動は、前身事業等により都道府県協議会が地域の合意を受けて作成した「非皆伐施業推進計画」を踏まえて、森林整備法人等が管理している分収林のうち、契約対象木の成長が悪い森林や木材搬出が困難な森林等を対象として、引き続き分収林として管理すべきか否かについて調査・分析を行い、今後の取扱を検討した上で、検討結果を「非皆伐施業推進計画」に反映させることを事業内容としており、今後の分収林の取扱について、地域の合意形成を図ることを主な目的としている。

※非皆伐施業推進計画:通常伐期による皆伐から間伐等を繰り返す非皆伐施業への転換を円滑かつ確実に行うため、目標とする森林の姿、分収方式の見直し等を内容とする計画

2 現在、分収林には、都道府県、市町村、森林整備法人のそれぞれが造林者となっているものがある。このため、都道府県単独が事業主体となって、市町村や民間事業者等による個別の活動を支援する形態は適当ではなく、都道府県、市町村、森林整備法人等の地域の関係者が対等な立場で参画する都道府県協議会を事業実施主体とすることが必要である。

3 また、本事業のうち契約適正化推進活動は、上記の契約適正化対象森林選定活動の成果を踏まえて、分収林の契約相手方(土地所有者等)に対して、長伐期化や複層林化などの推進の具体的な効果や意義を説明することにより、合意形成を図ることを目的とするものであり、地域の合意に関する内容を契約相手方に説明する主体としては、合意の形成に取り組んだ都道府県協議会とすることが必要である。

4 このため、本事業については、引き続き、国から都道府県協議会に対して直接交付することが適当であると考えている。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号	13	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	実態的に法令に根拠のない農政局協議を求めている通知の廃止				
提案団体	佐賀県				
制度の所管・関係府省	農林水産省、経済産業省、厚生労働省、国土交通省				

求める措置の具体的内容

農村地域工業等導入促進法に基づき県が実施計画を策定又は変更する場合及び市町村が策定又は変更する実施計画について同法第5条第9項により県が協議に応じようとする場合の国との連絡調整を廃止すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】農村地域工業等導入促進法(以下「農工法」)第5条の規定に基づき、都道府県は関係市町村の意見をきいたうえで、また、市町村は都道府県知事に協議しその同意を得たうえで農工実施計画(以下、実施計画という。)を策定・変更することができる。実施計画に定められた工業等導入地区においては、転用面積が4haを超える場合であっても、都道府県知事が許可権者となっている。このように、実施計画の策定やこれに伴う農地転用許可は、地方自治体の権限とされているが、農林水産省構造改善局長等通知において、都道府県が実施計画を策定又は変更しようとする場合及び市町村が策定又は変更する実施計画について協議に応じようとする場合には、あらかじめ地方農政局等関係省庁と十分連絡調整を行うこととされている。この連絡調整は法令に根拠を持たないものであるが、この連絡調整の際に、様々な指摘(ある地区での実施計画の未完工を理由に、近隣地区の実施計画の作成を認めない等)を受ける結果、実施計画の作成に2年から数年かかるなど、工業団地の開発に大幅な遅れが発生している。

【改正の必要性】都道府県が実施計画を策定する場合や市町村からの協議に応じようとする場合には、関係市町村や関係部局との間で十分に調整を行っていることや地方の状況については地元自治体が最も熟知していることなどから、農工法の趣旨を踏まえ、迅速な処理を図るうえでも、事実上の協議となっている国との連絡調整通知は廃止すること。

根拠法令等

農村地域工業等導入促進法第5条第8項、第9項
「農村地域工業等導入促進法の運用について」(昭和63年8月18日付け63構改B第855号)第4の4連絡調整等

農工法の趣旨は、農業と工業の均衡ある発展を図り、雇用構造の高度化に資することであり、御指摘の連絡調整については、法律の趣旨を補完するものとして、実施計画の内容が、農村地域工業等導入基本計画の内容に即しているか、農業振興地域整備計画等の土地利用計画との調和が図られているか、地域全体として工業等の導入の規模は妥当か、近隣に他の農工団地はないか、当該団地の利用状況はどうか、等の観点から国が事務的な確認を行うためのものである。

この連絡調整は、上記の観点からの実施計画における不備等の発見や、無秩序な農地転用など、農工法の趣旨に反する事案の防止等にも資するため、通知の廃止は困難であるが、連絡調整に当たっては、必要以上に期間が長くなることのないよう努めてまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

国は、連絡調整の意義として、「土地利用計画との調和」、「地域全体としての工業等の導入の規模の妥当性」、「近隣の他の農工団地の状況」等を事務的に確認するためとしているが、単に事務的に確認するのみであれば、実施計画策定にあたっては、国の通知も踏まえたうえで県と関係市町村、各関係部局との間で十分に調整を行っていることから、自治体のみで可能である。

また、国は、無秩序な農地転用など農工法の趣旨に反する事案の発生を懸念しているが、実施計画に基づく開発の実施主体のほとんどが自治体をはじめとする公共機関であり、実施計画の策定にあたっては農工法の趣旨を踏まえ、多くの時間をかけて議論されていることなどから、こうした懸念は当たらないと考える。

いずれにしても、実施計画が農工法の趣旨に合致しているかどうかの判断については、地方の状況について最も熟知している地方自治体が行うことが適切であり、迅速な処理を図るうえでも、また地方自治法245条の2で規定されている関与法定主義の観点からも、事実上の協議となっている国との連絡調整通知は廃止すべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

市町村の関係部局が一つの計画について十分協議し、さらには近隣関係市町村との協議調整を踏んだ上で計画策定である場合、県との協議によることで支障はないものと考えため、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

当該通知における連絡調整の意義としては、法律の趣旨を補完するものとして、市町村又は都道府県が作成した実施計画について国に知らしめ(連絡)、国の立場から過不足がないかどうか確認(調整)することで、よりよい計画とするもの。

これは、実施計画の策定は、当該計画に基づき農工団地に立地する企業のみならず、関係市町村の住民、農業者にも広く影響があるところ、計画に瑕疵がないよう国も含めた様々な者が幅広い観点から、この計画をチェックする必要があることが背景にある。

また、現在、新規実施計画の策定も重要である一方で、過去に造成された農工団地の空き地をどのように埋めていくのかといった観点も重要である。今般の事案では、近隣に利用が低調な農工団地があるにもかかわらず、別の農工団地の面積拡大が計画されたという事案が判明したこともあり、かかる事態は当該市町村の土地利用のあり方を考えた上では決して望ましいものではなく、連絡調整により国が事務的に確認する意義はこうした点にあるものと思料する。

以上により、本通知の廃止は困難であるが、今後関係省庁や様々な地方自治体の意見も伺いながら、対応を検討してまいりたい。

なお、本通知は地方自治法第245条の4に規定される技術的助言として位置付けられており、同法245条の2に抵触するものではないが、連絡調整に当たっては、必要以上に期間が長くなることのないよう努めてまいりたい。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

6【農林水産省】

(11)農村地域工業等導入促進法(昭46法112)(厚生労働省、経済産業省及び国土交通省と共管)

(i)都道府県が、農村地域工業等導入実施計画を策定又は変更する場合(5条1項)及び市町村が策定又は変更する当該計画について協議に応じようとする場合(5条9項)、「農村地域工業等導入促進法の運用について」(昭63農林水産省構造改善局、昭63通商産業省立地公害局、昭63労働省職業安定局、昭63運輸省貨物流通局)において、あらかじめ地方農政局、経済産業局、都道府県労働局、地方運輸局等と十分連絡調整を行うこと等とされている事項については、廃止する。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号	73	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農地の法面や畦畔に太陽光発電パネルを設置する場合の許可期限の延長				
提案団体	山梨県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農地の法面や畦畔に太陽光発電パネルを設置する場合の許可は、一時転用が認められており、許可から3年後には一旦撤去し、再度許可を取得して設置しなければならないが、こうした規制を緩和し、本地の営農が続く限り設置を可能とする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【国の方針】

平成24年3月28日付け(23農振第2508号)農水省通知で、法面等に太陽光発電パネルを設置する場合は3年を最長とする一時転用許可が必要であるとされ、転用期間満了時に撤去しなければならない。

一方、本地については、平成25年3月31日付け(24農振第2657号)農水省通知で、本地に支柱を立てて営農を継続しながら太陽光発電パネルを設置する場合は、同じく一時転用とするものの、営農継続が確認できれば延長が可能と示された。

【農家等の意見】

法面等に設置する場合は、本地に支柱を立てて発電パネルを設置する場合に比べ、本地の作物への影響は少ないと考えられるので、法面等から3年を最長に撤去しなければならないことについては、延長して欲しいとの農家からの声が出ている。

また、防草シート代わりのシート型太陽光パネルの設置については、農作業に影響がなければ、設置期間の延長は問題ないのではないかと意見がある。

【要望事項】

法面等に太陽光発電パネルを設置することについては、営農継続と法面機能を維持することを前提に、平成25年3月通知の本地の取り扱いに準じ、長期にわたる設置を可能とするよう規制の緩和が望まれる。

根拠法令等

農地法第4条及び第5条

(平成24年3月28日付け(23農振第2508号)農水省通知、平成25年3月31日付け(24農振第2657号)農水省通知)

ご提案の法面等への太陽光発電設備の長期にわたる設置については、

- ① 設備のメンテナンスのために本地の利用が制限されることや土砂流出が発生する可能性が高まるなど、本地と法面等の一体的な維持・管理の面から支障を及ぼすおそれがあること
 - ② 設備が設置されていることで農業用機械による効率的な利用が困難とならないかなど、担い手への農地の利用集積やほ場整備などの施策の推進に支障を及ぼすおそれがあること
- 等の問題があると考えられるが、先行事例における営農への影響等を検証しながら対応を検討したい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

- ① 土砂流出の発生や本地と法面等の一体的維持・管理に支障がないよう、土地改良事業等により整備された強固な法面への設置に限る等、一定の許可要件の整備が必要と考えられる。
- ② 担い手への農地集積については、隣接地との連続した農作業を行う際に、法面を介して農作業機械が移動することはないと思われるが、面的な農地集積については、地域の集積計画との事前調整を行うなどの話し合いを行うことが必要と考えられる。
- ③ 平成24年3月28日付け農村振興局長通知(再生可能エネルギー発電設備の設置に係わる農地転用許可制度の取り扱いについて)の2(太陽光発電設備を農地の法面又は畦畔に設置する場合の取り扱い)の項について、改正をお願いしたい。
 その場合、平成25年3月31日付け農村振興局長通知にて既に営農型発電設備(ソーラーシェアリング)については一時転用許可毎のパネル撤去は行わない取扱いをされており、同様の取扱いをH24.3.28通知にも適応できないか検討いただきたい。
 適応するに当たっては、撤去が不要な旨H24.3.28通知に明記する必要があると考える。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
 提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

先行事例における営農への影響等を検証しながら、今回いただいた意見も参考としつつ、対応を検討することとしたい。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

- 6【農林水産省】
 (5)農地法(昭27法229)
 (v)太陽光発電設備を農地の法面又は畦畔に設置する場合の農地転用許可制度の取扱いについては、先行的な事例における営農への影響等を検証しつつ、一時転用の転用期間が満了する場合に、再度一時転用許可を行うことができるよう見直しを行う。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号	134	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	中山間地域における「農業生産法人要件」の緩和				
提案団体	長岡市				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農業生産法人の要件である「その法人の主たる事業が農業であること」の判断基準を「農業の売上高が法人事業全体の過半を占めること」と定めた、農林水産事務次官通知「農地法関係事務に係る処理基準」の当該箇所を撤廃する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

<概要>

「農業生産法人」の要件は、農地法で「主たる事業が農業であること」と定められている。その解釈については、農林水産事務次官通知「農地法関係事務に係る処理基準」で「農業に係る売上高が事業全体の売上高の過半を占めていること」とされているが、中山間地域に限り、経営多角化を促し雇用確保と地域経営の安定持続への寄与を図る観点から「売上高の過半要件」を撤廃するもの。

<支障事例・必要性>

大規模資本企業の農業参入に歯止めをかけるための「農業売上高の過半要件」が、一般的に経営基盤が脆弱である中山間地域の既存の農業生産法人にとって、経営安定や多角化の阻害要因となる場合がある。中山間地域の農家が安定経営のため法人化し事業拡大する場合、農業生産だけではなく、複合的で多角的な経営が求められる。農業外収入が過半を超えると農業生産法人の要件を満たさなくなる現行基準下では、自立した産業として当然求められる、経営多角化が制限されることから規制緩和が必要。

<効果>

中山間地域での規制緩和により、農業生産法人が農業生産のみならず全国の中山間地域共通課題である独居老人への給食サービス、買物代行やバス運行、除雪などの事業を総合的に担うことが可能になる。そのような、農業外収入が事業全体の過半を占めるような法人育成と、コミュニティビジネスとして地域経営を持続させていくことが人口減少問題や活性化などの諸問題解決において有効な手段であると考えられる。

根拠法令等

農地法第3条第2項、農地法施行規則第2条、農地法第2条第3項の解釈基準を示した、農林水産事務次官通知「農地法関係事務に係る処理基準」(平成12年6月1日付12構改B第404号)

農業生産法人の「法人の主たる事業が農業であること」という要件(事業要件)における「農業」には、農業に関連する事業(販売・加工等)を含みますので、農作物の販売金額だけでなく、関連事業の売上げも、農業に係る売上高としてカウントすることが可能です。

また、法人の農業参入については、平成21年の農地法改正でリース方式により全面自由化され、リース方式の場合、事業要件はありませんので、御提案にあるような複合的で多角的な経営を行う法人であっても、農業生産を行うことが可能ですので、同制度の御活用を御検討願います。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

除雪の請負やコミュニティバスの運行、給食・配食サービス、買物弱者サービスまでが農業の関連事業と解されるのか疑問。

基盤が脆弱で、規模的にもコスト的にも条件不利な中山間地域では、農業生産法人が地域の農業を守りつつ、除雪の請負や給食・配食サービス、買物弱者サービス、コミュニティバスの運行など、コミュニティ事業を取り込みながら、地域経営として継続的な発展を図っていく方が、より地域の実情にあっている。(農業法人とは別に株式会社を設立するのは負担が大きい)

このため既存の農業生産法人の経営発展という観点から、提案するものである。

あくまで、地域内で既に農業生産法人を営む者が多角的経営を行うことを前提とした提案である。

全国知事会からの意見

—

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

農林水産省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行われたい。

各府省からの第2次回答

農業生産法人の「法人の主たる事業が農業であること」という要件(事業要件)における「農業」には、農業に関連する事業(販売・加工等)を含みますので、農作物の販売金額だけでなく、関連事業の売上げも、農業に係る売上高としてカウントすることが可能です。

なお、地域内に既にある農業生産法人以外の法人(例えば建設会社)が、農地を借りて農業経営を行いながら、除雪の請負やコミュニティバスの運行、給食・配食サービス、買物弱者サービスなどの多角的経営を行うことは可能です。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

6【農林水産省】

(5)農地法(昭27法229)

(i)農業生産法人の事業要件のうち法人の主たる事業である農業に関連する事業(2条3項1号)については、自己の生産した農畜産物を原料又は材料の一部として使用する給食及び宅配の事業が含まれることを明確化し、地方公共団体に通知する。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号	596	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	遊休農地等の権利移動に係る許可要件(下限面積要件)の撤廃				
提案団体	京都府				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

遊休農地等の権利移動に関して、解除条件付き貸借により権利を取得する場合(法人を除く)には、許可要件である下限面積については撤廃する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の内容】

農地の権利移動の許可を受けるためには、50アール以上の権利移動であることが必要(下限面積要件)だが、市町村農業委員会は、遊休農地等が相当数存在する区域において、新規就農を促進するために当該面積を引き上げることができる。そのような中、喫緊の課題である耕作放棄地対策や空き家対策等を京都府全域で迅速に進めるため、遊休農地等に関し、個人が解除条件付き貸借関係による権利取得をする場合に限り、下限面積の撤廃を求めるもの。(なお、「効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼすおそれがないこと」を許可要件とする。)

【支障事例・提案の必要性】

京都府では、農山村地域の再生のため、耕作放棄地の未然予防、耕作放棄地及び空き家の利活用並びに新たな担い手づくりを目指した条例の制定を検討しているが、農業研修等によりある程度の農業技術を習得した者が、農村で空き家と小規模農地をセットで借り入れ、移住等を推進する施策を円滑に進めるためには、農地取得の制限中、下限面積がネックとなっている。

【農業経営基盤強化促進法との関係】

なお、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画を定めた場合、賃貸借に関し下限面積制限が適用されないこととなるが、賃貸借期間満了後返還される仕組みであり、借り主の立場が不安定なことから、許可又は解約の合意がない限り契約が解除されない農地法第3条の許可を得て行う制度の緩和を求めるもの。

根拠法令等

農地法第3条第2項第5号、農地法施行規則第17条第2項

下限面積要件については、平成21年の農地法改正において、農業委員会が、新規就農を促進する観点から、地域の実情を踏まえて任意の面積を設定できるよう措置しています。また、この下限面積の設定は、市町村全域で一律に行う必要はなく、区域を区切って行うことが可能です。

このため、御要望については、空き家周辺の耕作放棄地が存する地域を中心に区域を設定し、その区域に小規模の別途の下限面積を定めることにより、現行制度の下で対応可能です。

なお、区域の設定については、地区、集落、番地単位で指定する場合のほか、御要望と同様、耕作放棄地対策や空き家対策として一筆単位で区域設定を行っている例もありますので、同制度の活用を御検討下さい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

農地法の権利移転許可に係る下限面積要件は、生産性の高い農業経営によって効率的に利用されることを目的としているものであるが、農業委員会毎に下限面積を設定可能とする現行制度下では、耕作放棄地対策としての効果が発揮できていないため、本府では、緊急対策として条例を制定し、新たに就農しようとする者等による耕作も含めて耕作放棄地の解消を行おうとしている。

就農希望者と空き家及び農地の迅速なマッチングと新規就農希望者の受け入れを促進するうえで、移住者等に限って、農業委員会毎に異なる下限面積を统一的に引き下げる必要があるが、現行制度下では多くの農業委員会の合意を得ることが短期的には難しいことから、条例の円滑な運用に支障を来すことが考えられる。

なお、耕作放棄地に係る各市町村ごとの下限面積の定めがなくとも、制度の目的は損なうことなく、耕作放棄地解消にはより効果的と考える。

全国知事会からの意見

所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

農林水産省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行われたい。

御提案の内容は、前回回答のとおり、現行規定により対応することが可能ですので、判断権者たる農業委員会と調整願います。

なお、下限面積要件については、平成21年改正により耕作放棄地の解消・発生防止など農地の有効利用の観点から、より柔軟に下限面積を設定できるよう、設定権限について、都道府県知事から農業委員会に移譲した経緯があります。このような経緯を経て基礎自治体である市町村単位で設置される農業委員会において判断することとされている事項について、都道府県において一律に規律することは、地方分権の趣旨にも逆行するものと考えています。

また、農地の賃貸借期間については、最長で50年まで設定可能であり、農用地利用集積計画を活用する場合でも長期に安定的に農地を利用することができますので、この制度を活用して新規就農を進めることも御検討ください。

6 【農林水産省】

(5) 農地法(昭27法229)

(iv) 農地等の権利移動の許可要件のうち下限面積要件(3条2項5号)については、農業委員会が地域の実情を踏まえ、市町村内で区域を区切り、任意の面積を設定することができることを、地方公共団体に周知する。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号	712	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	市町村が農地を取得する際、許可不要にすることについて				
提案団体	近江八幡市				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

国または都道府県の場合は、この権利が認められており、その許可も不要とされている。これについては、農業大学や農業高校や試験場等の所有・運営の必要性からと考えるが、今後においては、農業の一層の振興、特に食育や地産地消をはじめとしたまちづくりの観点と多角的な都市経営の観点により、基礎自治体である市町村においても、農地の権利移動を許可不要としていただくよう取り計らいをいただきたい。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

これからの農業の保全振興を考えた場合、基礎自治体である市町村が農地を積極的に取得し、食育や地産地消をはじめ、都市と農村地域の交流等を見据えた様々な事業を展開しながら、活用を進めていくことは大変重要である。また、長期的にはまちづくりや都市経営の観点からも、基礎自治体の農地取得による多角的な活用が求められると考える。

したがって、現在の農地法で規制されている基礎自治体の農地の所有権取得及び活用の要件を緩和し、許可不要としていただきたい。

また、本件については、これからの特色あるまちづくりの重要性から、個々の自治体の発意に応じて選択する「手挙げ方式」の採用についても、考慮いただきたい。

根拠法令等

農地法第3条第1項第5号
農地法第3条第2項第2号
農地法施行令第6条第1項第1号口

各府省からの第1次回答

回答区分 D 現行規定により対応可能

市町村による公用・公共用の農地取得については、市町村自ら作成する農用地利用集積計画によって行われる場合には、農地法の許可不要となっており、現行制度でも対応可能です。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

安定した農業経営と農地の保全及び地方創生に取り組む観点から、限られた土地資産を有効に活用することが必要不可欠である。農業的土地利用に加え、現行の農業基盤の整備状況や周辺の開発状況を踏まえながら、農家が多様な用途への土地活用を前提とした都市的土地利用に、農地を供することにより、この収益がさらなる農業投資へとつながり、安定的・積極的な農業経営を可能とする。農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画は、本市が提案する趣旨・目的と異なることから、再度、農地法で規制されている基礎自治体の農地の所有権取得及び活用の要件を緩和し、許可不要とされることを望む。

全国知事会からの意見

—

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
農林水産省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行われたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 D 現行規定により対応可能

農地の利活用を目的とした市町村の農地取得については、市町村自ら作成する農用地利用集積計画によって行われる場合には、農地法の許可不要となっており、現行制度でも対応可能です。

御提案のように、農業の振興(特に食育、地産地消、都市と農村地域の交流)等を目的として、市町村が農業利用目的で農地を取得するものであれば、市町村が定めた農業経営基盤強化促進基本構想に反する内容でない限り、農用地利用集積計画を活用することは十分可能です。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

6【農林水産省】
(5)農地法(昭27法229)
(ii)農地の利活用を目的とした市町村による農地の権利取得については、市町村が作成する農用地利用集積計画に基づいて権利の設定又は移転が行われる場合には、農地の権利移動に係る農業委員会の許可が不要である場合(3条1項7号)に該当することを、地方公共団体に周知する。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号	76	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	耕作放棄地再生利用緊急対策事業の補助要件の見直し				
提案団体	松山市				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

耕作放棄地再生利用緊急対策事業の助成措置にある再生利用活動の区分において、土壌改良は2年目までとされているが、5年間に拡大いただきたい。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

土づくりの最終目的は、農家が期待するような生産量又は品質を安定的に与えてくれる土壌をつくることである。

瘦せた土壌を正常な状態に回復させるには、少なくとも3年間程度の期間は必要であり、本市の農業指導センターでは、農家から提出された耕作放棄地の土も含む年間200件程度の土壌分析を実施したところ、ほぼ全件について土壌改良の必要があるとの診断結果が出ている。

例えば、ビニールハウスで栽培する野菜等は、雨が降らないことなどにより肥料が土の中に浸透しにくく、表面に堆積すること、ハウレンソウなども作付け前に土に石灰を撒くため、土の中に浸透しないと、土が極度にアルカリ性になり、土壌改良の必要性も高いことから、再生後2年目までの期間に制限せず、農業の根幹となる土づくりへの支援期間を手厚くすることで、これまで同事業に躊躇をしていた農業者が、安心して活用できる事業と成り得るものとする。

なお、5年間という期間は、同対策実施要領で、再生した農地において5年間の耕作状況の確認のみならず、指導、支援等が求められているため。

根拠法令等

耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱
別紙1 第4助成措置の1 第1の1関係(1)

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

土壌改良に対する国の支援は一般的に単年度で行われており、地力の状況に応じて、土壌改良材や有機資材を投入している。

しかしながら、耕作放棄地は長期間営農されていなかったことから、地力が低下しているという特殊事情に鑑み、特例的に、2年目にも土壌改良を行うことができることとしており、これより長い期間の土壌改良について支援するのは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

農林水産省の回答のとおり、「耕作放棄地は長期間営農されていなかったことから、地力が低下しているという特殊事情に鑑み、特例的に、2年目にも土壌改良を行うことができること」という現行の国における支援内容は、理解している。

しかし、耕作放棄地の再生については、全国の自治体で大きな問題になっていることや、農地の再生に取り組む農家等の担い手にとっては、それぞれ栽培している作物に違いがあり、耕作しようとする土地の地力等の条件にも違いがあるため、地力の状況に応じた支援年数の延長が必要と考える。

全国知事会からの意見

—

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
耕作放棄地では地力が低下していることが多く、安定した農業生産を行うためには土づくり等の期間を要する。農業生産の安定が図られる5年程度の助成による支援が必要であることから、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

耕作放棄地は長期間営農されていなかったことから、地力が低下しているという特殊事情に鑑み、土壌診断の結果等に基づき、特例的に2年目にも土壌改良を行うことができることとしている。

なお、作物や耕作しようとする土地の地力等については、現場条件等により様々であることは理解するが、現在でも交付金の需要は多いため、土壌改良の支援年数を延長すれば、交付対象地区数に影響することから、対応は困難である。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号	627	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金における簡易な基盤整備の緩和				
提案団体	長崎県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

耕作放棄地再生利用緊急対策交付金について、耕作放棄地に隣接する森林、原野等についても一体的に整備できるよう制度の緩和を行うこと。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

本県では、生産基盤整備と農地の集積により、経営力の強化に取り組んでいるところであり、耕作放棄地の活用による規模拡大の場合は、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を有効に活用しているところである。しかし、離島や半島、中山間地域においては、一筆あたりの面積が小さいため、耕作放棄地と隣接地を一体的に再生し、農地として利用することが有効と考えられるが、隣接地が原野等農地以外の地目となっているケースも多く、一体的な解消に取り組めない状況にある。

【制度改正の必要性】

小面積の耕作放棄地の解消を加速させるためにも、耕作放棄地を含む複数筆を一体に整備する場合においては、原野等についても当該交付金の支援対象していただくよう、要件緩和を要望する。

根拠法令等

耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

耕作放棄地再生利用緊急対策交付金は、保全管理が行われていなかった等により荒廃した農地の再生・有効利用を図ることを目的とした事業であり、周辺の原野等を取り込んで行う農地の造成は目的を超えるものである。

なお、農山漁村における定住や都市との地域間交流等を促進することにより農山漁村の活性化を図ることを目的とした農山漁村活性化プロジェクト交付金においては、農地と原野等の一体的な整備も事業メニューとしているところであり、同事業の活用も検討されたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

農山漁村活性化プロジェクト交付金については、要件、事務手続きが比較的複雑となります。また、事後評価等も必要となってくることから、農山漁村における定住、都市との地域間交流等を促進することを目的とした耕作放棄地解消は困難と考えます。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

効果的な耕作放棄地解消を図るためにも、農地以外の地目についても当該交付金の支援対象とするべく、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

耕作放棄地再生利用緊急対策交付金は、荒廃した農地の再生・有効利用を図ることを目的とした事業であり、現在でも交付金の需要は多いため、農地の造成をできることとすると、交付対象地区数に影響することから、対応は困難である。

また、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金については、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金よりも1地区あたりに多額の国費が必要となることから、所要の事後評価等を行う必要があることについては、ご理解いただきたい。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号	754	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金に係る交付事務手続きの簡素化				
提案団体	兵庫県、大阪府、徳島県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

耕作放棄地再生利用緊急対策交付金に係る交付先を協議会から都道府県、市町村へ交付先を見直し事務手続きを簡素化すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行】

耕作放棄地を再生利用する活動への支援を行う「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」では、都道府県協議会に基金を造成し、都道府県協議会が、地域協議会を経由して申請される農業者等の事業計画を精査し承認することになっている。

【制度改革の必要性】

しかし、事業実施にあたっては、各協議会において、構成員である農業委員会やJA等の各団体に諮る必要があるなど事務手続きが煩雑であるため、事務手続きを簡素化するために、通常の国庫補助金と同様に、都道府県、市町村に直接交付するべきである。

【改正による効果】

耕作放棄地の再生については、H26年度に創設した農地中間管理機構を活用した取組みなど、構成員である県や市町が主体的に行っているため、県、市町村に直接交付することにより、地域の実情に精通する県地方機関による事業の周知や指導があわせて可能になるとともに、営農など技術的指導については農業改良普及センターによる、地域に根付いた知識に基づく指導も可能になるなど、より総合的に事業効果を高めることができるようになる。

さらに、協議会ではなく、都道府県・市町村が事務を行うことにより、公金支出のガバナンス強化を図ることができる。

なお、改正後、協議会は、関係団体との情報共有を図り、連携して進めるための重要な協議の場として活用される。

根拠法令等

耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱

耕作放棄地再生利用緊急対策交付金では、協議会が事業を実施する方式(都道府県段階では、都道府県に加え、農業会議、都道府県土地改良事業団体連合会、農業公社等が協議会会員となっている。市町村段階では、市町村に加え、農業委員会、土地改良区、農業公社等が会員となっている。)としているのは、これらの多様な主体の参画・連携することにより、耕作放棄地を再生し、営農再開をするにあたり、利用権設定や導入作物の選定、再生作業の積算等に関して農業者等を総合的に支援することができることによるものである。

したがって、協議会が事業を実施する方式は、道府県や市町村単独で実施する方式に比べ、関係機関同士の情報共有・連携が緊密に図られ、農業者を総合的に支援できるため、協議会方式の方が適当であると考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

・現状においても、都道府県、市町村、JA等関係機関、団体間の情報共有及び連携は十分にできている。
・交付決定等事業の事務手続については、地域の実情を熟知している都道府県及び市町村が行うこととするにより、より迅速で効率的な事業の推進が可能となる。

全国知事会からの意見

・都道府県が実施する耕作放棄地対策事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用などを含め、自由度をできるだけ高めたいうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
各機関との連携方法をはじめ事務の簡素化等の見直しに向けた検討を求める。

各府省からの第2次回答

耕作放棄地を再生し、営農再開をするに当たっては、利用権設定や導入作物の選定、再生作業の積算等の総合的な支援が必要であるため、都道府県、市町村、JA、農業委員会等関係機関が情報共有及び連携し、協議会方式で事業を実施することが適切である。

また、交付決定等事業の事務手続きについては、協議会の中の話合いで決められた事務局において行われている。事務局は、県段階では都道府県や農業会議等、市町村段階では市町村や農業委員会等が担っており、地域の実情に応じて、協議会の話合いで決められていることから、話合いに基づき、都道府県や市町村が事務局となることも可能である。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号	911	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県の判断に基づく交付等による自由度向上				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

「空飛ぶ補助金」のうち耕作放棄地再生利用緊急対策交付金について、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

そのため、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすることが必要である。

本提案においては、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすることを求めるものである。

【地方移管を求める理由】

県の遊休農地対策や農地中間管理事業と密接な関連があるため、県で一体的に実施した方がより効果的な事業展開が可能になる。

根拠法令等

耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱

耕作放棄地再生利用緊急対策交付金は、平成21年度に策定された食料・農業・農村基本計画に基づく、食料自給率の向上のために必要な農地の確保に資する、国の重要な政策手段として、耕作放棄地の再生を支援する事業である。

また、本交付金は、国の支援の在り方として地方の自主性や主体性を尊重するため、協議会が事業を実施する方式(都道府県段階では、都道府県に加え、農業会議、都道府県土地改良事業団体連合会、農業公社等が協議会会員となっている。市町村段階では、市町村に加え、農業委員会、土地改良区、農業公社等が会員となっている。)としており、これらの多様な主体の参画・連携することにより、耕作放棄地を再生し、営農再開をするにあたり、利用権設定や導入作物の選定、再生作業の積算等に関して農業者等を総合的に支援することができる。

このようなことから、都道府県へ財源・権限を移譲することは困難であるが、交付金の交付に対する都道府県の関与は可能であり現行制度を十分ご活用いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

荒廃した耕作放棄地を引き受けて作物生産を再開する農業者、農業法人等が行う再生作業や土づくり、作付・加工・販売の試行、必要な施設の整備等の取組を総合的に支援する制度である。その技術指導等の実務は県、市町村、農業委員会等が行っている。県の遊休農地対策や農地中間管理事業と密接な関連があるため、県で一体的に実施した方がより効果的な事業展開が可能になる。

そのため、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすることが必要である。

本提案においては、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすることを求める。

全国知事会からの意見

・都道府県が実施する耕作放棄地対策事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたい一方で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。

各府省からの第2次回答

耕作放棄地の再生利用に当たっては、都道府県や市町村に加え、農業委員会や農地中間管理事業を行う農業公社等が重要な役割を果していると考えられる。このため、地域の実情に応じて、これらの者を会員とすることができる協議会方式が適当である。

また、耕作放棄地の再生は、平成21年度に策定された食料・農業・農村基本計画に基づく、食料自給率の向上のために必要な農地の確保に資する、国の重要な政策課題であることから、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を財源移譲の対象とすることは困難である。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号	111	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	中央卸売市場業務にかかる業務規程に関して、農林水産大臣の認可を一部の事項につき事後報告とすること				
提案団体	仙台市				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

消費税法及び地方税法の改正に伴い、中央卸売市場業務にかかる業務規程の変更が発生し、当該規程変更にあたっては卸売市場法に基づき農林水産大臣の認可が必要となっている。消費税法及び地方税法の改正に関し、税負担の適正な転嫁を関係省庁で申し合わせていることを踏まえ、消費税率の変更に伴う業務規程の変更については、事後報告に変更すべきである。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

本年4月の消費税率の5%から8%への引き上げに伴い、業務規程に相当する仙台市中央卸売市場業務条例及び同業務条例施行規則に規定する、卸売業者が市長に提出すべき報告書の「卸売予定数量等の報告」及び「売買仕切り書の記載事項」の消費税率を100分の5から100分の8に改めた。この変更については農林水産省より大臣の認可が必要との見解が示されたことから、認可申請を行った。

認可申請には、必要な利害関係者への意見聴取、条例の改正に係る議案の議決証明書発行の事務処理が必要となり、多大な時間と労力を費やした。

【制度改革の必要性】

消費税法の改正は国会で審議・議決され、また、法改正後、物価担当官会議を開催し消費税の適正な転嫁を関係省庁で申し合わせていることを踏まえれば、このように法改正に起因し、政府の方針が明確に示されているものについては大臣の認可事項から除外する必要がある。

【類似事例】

一般ガス事業者の定めるガス料金については、ガス事業法第17条第6項で「他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応する場合として経済産業省令で定める場合」には、値上げによる約款の変更に伴う経済産業大臣の認可を必要としないと規定されており、経済産業省令で定める場合として、ガス事業法施行規則第19条の3の2第1項第2号で「消費税相当額の増加に対応する場合」と定められている。これにより、消費税増税によるガス料金の改定については、大臣の認可を必要としていない。

根拠法令等

卸売市場法第9条、第11条
卸売市場法施行令第7条

現在、中央卸売市場における取引に関しては、課税事業者と免税事業者とを区別して取り扱うことを不要とし、効率的な運営を行う観点から、買受人には見積もった額の108分の100に相当する金額を提示させ、その8%に相当する額を上乗せした価格を卸売価格とするよう、「中央卸売市場における業務運営について」(平成12年3月31日付け食流第746号総合食料局長通知)を発出し、指導を行っている。

この場合、せり等に係る価格は、卸売価格の108分の100に相当する金額となるが、これは免税事業者にとっては、あくまで課税事業者と同一の尺度で比較出来るようにするために用いる計算上の額であり、8%相当分も消費税相当額ではない。

そのため、現行の仙台市中央卸売市場業務条例及び同業務条例施行規則の記載事項は、消費税とは異なるものであり、仮に御指摘があったガス事業法施行規則の規定と同趣旨の規定を設けたとしても、農林水産大臣の認可は必要となる。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

意見なし

全国知事会からの意見

—

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

条例改正や認可申請を不要とするなど事務の簡素化を図るべく、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

現在、中央卸売市場における取引に関しては、課税事業者と免税事業者とを区別して取り扱うことを不要とし、効率的な運営を行う観点から、買受人には見積もった額の108分の100に相当する金額を提示させ、その8%に相当する額を上乗せした価格を卸売価格とするよう、「中央卸売市場における業務運営について」(平成12年3月31日付け食流第746号総合食料局長通知)を発出し、指導を行っている。

この場合、せり等に係る価格は、卸売価格の108分の100に相当する金額となるが、これは免税事業者にとっては、あくまで課税事業者と同一の尺度で比較出来るようにするために用いる計算上の額であり、8%相当分も消費税相当額ではない。

このため、現行の仙台市中央卸売市場業務条例及び同業務条例施行規則の記載事項は、消費税とは異なるものであり、仮に御指摘があったガス事業法施行規則の規定と同趣旨の規定を設けたとしても、農林水産大臣の認可は必要となる。

一方、当該認可申請をする際に農林水産大臣への業務規程の提出を求めているものの、業務規程の記載事項の一部について、条例以外の形式(規則等)により定めることとしても卸売市場法上の問題はない旨、「中央卸売市場業務規程の作成について」(平成11年10月1日付け食流第3083号食品流通局長通知。以下「中央卸売市場業務規程例」という。)を発出し、指導を行っているところであり、自治体の裁量において、「卸売予定数量等の報告」及び「売買仕切書の記載事項」に係る規定の一部を規則等で定めることは可能である。

このため、今後消費税率の引上げの決定等により中央卸売市場業務規程例を一部改正する際には、必ずしも条例で制定する必要はない(規則等で決めておけば条例改正は不要となる)旨を併せて周知し、自治体の事務の簡素化を図ってまいりたい。

6 【農林水産省】

(10) 卸売市場法(昭46法35)

中央卸売市場業務規程の記載事項(9条)の一部については、地方公共団体の判断により、条例以外の規則等で定めることができることを、今後の「中央卸売市場業務規程の作成について」(平11農林水産省食品流通局)の改正に合わせ、地方公共団体に通知する。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号	166	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	学校給食用牛乳の供給価格及び供給事業者決定に係る制度見直し				
提案団体	鳥取県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

学校給食用牛乳の供給価格及び供給事業者決定について、適正価格を担保することを前提に、地域の実情に合わせ、県の裁量により行うことができるようにする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

学校給食用牛乳供給対策要綱第6により、知事は供給価格及び供給事業者を毎年度決定することとなっている。

また、学校給食用牛乳供給対策要領第2により、知事は供給価格及び供給事業者の決定に当たり、競争原理を機能させることが義務付けられている。

しかしながら、当県では、県内産生乳で牛乳を製造するメーカーが1者(県内のみ)しかなく、競争原理を導入した価格決定で、県外事業者(県外産牛乳)に供給業者が決定される場合があり、平成26年度には県内の一部の市町で県産牛乳を児童生徒に供給できない事態が発生した。

本県では、県産品の利用促進を図り、活力に満ちあふれ、県民が心豊かに安心して生活できる県の構築を目指した鳥取県産業振興条例を制定するとともに、地産地消を推進してきているが、今回の事態はこれと相反するものとなった。

については、県内に県内産生乳で牛乳を製造するメーカーが1者しかない場合においては、県の設定する予定価格との見積もり合わせで適正価格を担保するなどにより、価格決定等を県の裁量により行うことができるよう規制緩和が必要である。

根拠法令等

学校給食用牛乳供給対策要領第2

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第24条の3の4により、国は、国内産牛乳の学校給食への供給の円滑化を図るため、必要な措置を講ずるものとされており、地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言として学校給食用牛乳供給対策要綱等を各都道府県知事に通知し、協力をお願いしているところです。

供給価格及び供給事業者の決定を含めた本件に係る都道府県の事務は、自治事務に当たるものであり、技術的助言の内容を実施するか否かの判断は都道府県知事の裁量の範囲となることから、本提案事項に関して特段の規制緩和が必要となるものではありません。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

県の裁量で通達による事務を実施しないことにより、学校給食用牛乳供給対策事業の補助の一部が受けられないことがないようにされたい。

全国知事会からの意見

所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
農林水産省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

なお、供給事業者と給食実施者との間の契約により決定することができるような仕組みについても検討されたい。

各府省からの第2次回答

前回お答えしたとおり、学校給食への牛乳供給については、学校給食用牛乳供給対策要綱等(以下「対策要綱等」という。)を技術的助言として通知し協力をお願いしているところであり、この内容を実施するか否かの判断は都道府県知事の裁量の範囲となります。しかしながら、学校給食用牛乳等供給推進事業のうち、学校給食用牛乳安定需要確保対策事業については、供給価格に応じて補助金を算定する方式を採っていることから、全額国費で負担している本事業を活用する上では、対策要綱等に基づき透明性の高い手法を通じ適正に供給価格及び供給事業者を決定する必要があります。

提案団体である鳥取県とは、本手続による要請とは別に、これまでも提案内容(供給価格及び供給事業者の決定方法)について密接に協議を進めてきているところです。今般、提案団体である鳥取県からは、対策要綱等に基づき県の関与により適正な供給価格及び供給事業者の決定を実現する方針と聞いており、現行規定により対応可能なものとなっております。

なお、学校給食用牛乳安定需要確保対策事業を活用しない場合、供給事業者との契約により供給価格及び供給事業者を決定することは従来から可能であり、また、別途、こうした契約ができる事業(高付加価値牛乳地域利用推進事業)も用意しているところです。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

6【農林水産省】
(17)学校給食用牛乳安定需要確保対策事業
供給価格及び供給事業者の決定に係る補助条件については、透明性の高い手法を通じて、適正にこれらを決定できることが明確である場合、競争入札によらずとも、学校給食用牛乳の供給に対する助成の対象とな

り得ることを、地方公共団体に周知する。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【見直しの必要性】
畜産公共事業による畜舎整備の工事費単価の上限(H11年3月)が、現在の工事費単価の実情と乖離したものとなっている。
国では、本ガイドライン等を基にした事業費算定による予算措置がなされているため、事業実施に際しては、実勢価格と予算額の差額が増大し、度重なる入札不調により工事の遅れや冬期工事による費用のかかり増しが発生したり、事業内容の見直しや事業参加者の負担額の増加が発生するなど、計画どおりの事業実施が困難となるケースが発生している。

根拠法令等

畜産公共事業は、平成21年度をもって終了し、現在は、農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官通知)の事業メニューとして草地畜産基盤整備を実施しているところでは、

お問い合わせのありました公共事業については、交付決定通知により、公共工事の品質確保に関する法律(平成17年法律第18号)に則り、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素を考慮し、価格及び品質が総合的に優れた契約を行い、工事の品質を確保するよう通知しているところですので、農山漁村地域整備交付金交付決定通知をご覧ください。

また、公共事業の労務単価については、国土交通省が昭和45年より農林水産省及び国土交通省における公共工事の予定価格の積算に必要な設計労務単価を決定するため、公共事業労務単価調査を実施し、これに基づき、公共工事の予定価格の積算に必要な設計労務単価として、毎年定期的にホームページを用いて公表しているところであり、各県では、これらの資料を参考に労務単価を決定していますので、適正な執行をお願いします。(http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000217.html)

なお、農業機械の急速な普及や高度化に伴い、過剰投資が危惧されることから、建物附帯施設及び機械等については、システムや機種等の比較検討を十分に行い整備費の節減を図るとともに、国民の皆様に納付をいただいた税金を用いて事業を実施していることから、予算を効率的に執行する観点に加え、受益者の負担も増加することから、当該交付金の節減に努められるようお願いいたします。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

畜産公共事業による畜舎整備の工事費単価の上限(H11年3月)については、畜産公共事業終了後の現在においても、公共事業の計画策定に係る畜舎整備の工事費単価のガイドラインとして使用されている実態にあるため、本上限値については明確に廃止するべき。

また、実勢価格を踏まえた新たな畜舎整備の工事費単価の基準を策定し、定期的な見直しを行うべきである。

全国知事会からの意見

所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

各府省からの第2次回答

工事費単価の上限(H11年3月)が、畜産公共事業終了後の現在もガイドラインとして使用されている実態にあるとのことですが、当該事業に代わり、現在は、農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官通知)の事業メニューとして、上限の設定のない草地畜産基盤整備事業(以下「本事業」という。)を実施しており、そのような使用は不相当と考えています。

また、本事業の計画策定において、国が総事業費の算定方法を指定している事実はなく、本事業を実施している主要道県からの聞き取りでは、各事業参加者の構想が決まった段階で、直近の入札状況や仮見積もりなどから総事業費を決定しているとのことでしたので、他県の事例を参考としてください。

併せて、新たな畜舎整備の工事費単価の基準を策定すべきか聞き取ったところ、①各県にて工事の予定価格算出のため地域毎に調査した労務単価・資材単価の積算単価表を策定し、土木工事や建築工事の予定価格の積算としており、②気象条件、地理的条件、資材費・労務単価の高騰、建設関連従事者の不足状況等の事情が地域毎に異なることから、新たな基準の策定は実態になじまないとのことでした。

さらに、前回お答えしたように、本事業については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)及び公共工事の品質確保に関する法律(平成17年法律第18号)を遵守し、経済

性に配慮しつつ価格以外の多様な要素も考慮し、総合的に優れた契約を行い、工事の品質を確保するよう通知しています。また、東日本大震災以降、全国的に資材費や労務単価が高騰しており、今後も変動が見込まれることから、「公共事業の円滑な施工確保対策」(国土交通省公表)により、最新の労務単価等を用いることに加え、公共事業の標準請負約款にて資材単価と労務単価等について物価スライド条項を活用するなど現場の実情に応じた対応について周知しているところです。

なお、建築費の高騰は受益者の負担も増加し、今後の営農計画にも支障を生じることから、工法の見直し等の工夫により建築費の低減が図られるよう配慮をお願いします。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

6【農林水産省】

(20)農山漁村地域整備交付金

現行の草地畜産基盤整備事業については、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平17法18)にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行うこととしており、畜産公共事業(平成21年度で終了)に適用されていた畜舎整備の工事費単価の上限は適用されないことを、地方公共団体に通知する。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号	293	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農事組合法人の事業要件の緩和				
提案団体	三重県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農事組合法人の農業経営の安定化に向け、農事組合法人の形態のまま、他者が生産する農畜産物を使用した製造又は加工事業を実施することができるよう事業範囲の緩和を図る。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例等】

農業協同組合法第72条の8第1項第2号により、農事組合法人の事業範囲は、自ら生産する農畜産物を原料又は材料とする製造又は加工事業と規定されており、他者から仕入れた農畜産物や獣肉等を使用する農家レストラン等の6次産業については、農事組合法人の形態のままでは実施することが難しい。

【制度改正の必要性等】

6次産業は農業経営の安定化と地域の活性化に寄与すると考えられ、農事組合法人の事業範囲を緩和し、6次産業に参入しやすい環境を整える必要がある。
また、現在の制度では、株式会社への組織変更が想定されているが、議決権が出資割合に応じる株式会社よりも一組合員一票の議決権である農事組合法人の方が6次産業を担う集落営農に馴染みやすいこと、農事組合法人の方が法人税負担が軽いこと、設立手続きが容易であること等を踏まえると、農事組合法人における事業範囲の緩和が必要である。

根拠法令等

農業協同組合法第72条の8第1項

農協法第72条の8第1項の規定に基づき、農事組合法人は農業の経営を行うことができるとされており、「その行う農業に関連する事業であって農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工その他農林水産省令で定めるもの」も含まれています。

この場合、自ら生産する農畜産物だけでなく、他者から購入した農畜産物の製造、加工、販売等についても、自らが行う農業に関連する範囲でできると解されており、農家レストランを行うことも可能です。

なお、農事組合法人は、農業生産に関する初歩的、部分的な協業を開始するに当たって法人格が取得できる特別な制度であり、その経営を発展させる中で、さらに事業規模の拡大や多角化をするような場合には、農協法第73条の2の規定のとおり、既に農事組合法人から株式会社への組織変更の制度が設けられているところです。（現在の株式会社については、1組合員1議決権的な運営も可能です。）

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

○農事組合法人が取り組む6次産業化については、「自らが行う農業に関連する範囲でできる」と解されている。一方、自らが行う農業に関連する範囲を超えた場合は、組織変更が必要となるが、6次産業化の取組初期においては、中長期的な事業計画が固まっていないことが多く、組織変更の必要性を判断することが難しい。

農事組合法人の形態のままで6次産業に参入しやすい環境を整備するため、試行期間においては、「自らが行う農業に関連する範囲」を超えて、6次産業化に取り組めるよう措置を検討いただきたい。

なお、現行制度で対応可能であるのならば、その解釈を示す通知を发出されたい。

全国知事会からの意見

所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

農事組合法人の農業経営の安定化を図るため、事業範囲の緩和は必要である。

なお、農林水産省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 D 現行規定により対応可能

第1次回答のとおり、農協法第72条の8第1項の規定に基づき、農事組合法人は農業の経営を行うことができるとされており、「その行う農業に関連する事業であって農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工その他農林水産省令で定めるもの」も含まれています。

この場合、自ら生産する農畜産物だけでなく、他者から購入した農畜産物の製造、加工、販売等についても、自らが行う農業に関連する範囲でできると解されており、農家レストランを行うことも可能です。

このことについては、都道府県の農協及び農事組合法人の指導担当者を集めた農協指導・一斉調査担当者会議（平成25年4月22・23日開催）において、情報共有するとともに、農水省のホームページ上の資料「農事組合法人から株式会社への組織変更について（平成25年10月）」においても、農事組合法人が小規模な農家レストランを経営することが可能であることを明記しています。

引き続き農事組合法人の制度の趣旨・目的、制度の概要（事業の範囲等）等について、各般の機会を捉え周知を進めてまいります。

6【農林水産省】

(1)農業協同組合法(昭22法132)

農事組合法人は、自らが行う農業に関連する事業であって農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業を行うことができるとされており、その範囲内であれば、自ら生産する農畜産物だけでなく、他者から購入した農畜産物を原料又は材料として使用する農家レストランも行うことができることを、都道府県に通知する。